

# パブリックコメント（町民意見募集）手続の概要

## ◇目的

パブリックコメント（町民意見募集）とは、町が政策などを決定するまでの過程における公正性や透明性を向上させ、町民の皆さんの「町政への積極的な参画」と「協働のまちづくりの推進」を目的としています。

## ◇対象となる案件

- ①町の基本的方針を定める行政計画や構想の策定及びこれらの重要な改定
- ②町の基本的な制度を定める条例、町民生活・事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、又は広く町民に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例等の制定又は改廃
- ③町の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定または改定
- ④その他町長が必要と認めるもの。ただし、次のものは対象案件から除きます。
  - ・災害時など、緊急に決定しなければならない事案であるなどの理由がある場合（パブリックコメント手続を行うためには、相当の日数が必要になるため）
  - ・計画等の変更が直接町民生活に影響を与えない場合や、基本方針・基本事項の変更を伴わない字句の訂正程度の場合
  - ・町税の賦課・徴収に関する事項や分担金・使用料・手数料など金銭の徴収などに付いての事項
  - ・国や県などに法令、条例、計画等があり、それに従って町が規定している場合（既に法令などにその内容が詳細に規定されていて、町の裁量の余地が少ないため）
  - ・法令などにより、広く町民の意見を聞くことが定められている場合

## ◇計画等の案の公表方法

町のホームページに掲載するとともに、公表した案を所管する担当の窓口で閲覧及び配布します。

## ◇意見の提出期間及び提出方法

案などの公表時に意見の提出期間・提出方法をお知らせします。（意見提出期間は、概ね15日です）

提出方法は、担当課窓口へ直接提出するか、郵便・ファクシミリ・電子メールで提出していただきます。なお、意見を提出する際は、氏名・住所・電話番号を記入していただきます。（意見書提出用紙は用意しますが、必要事項を記載いただければ様式は自由です。）

## ◇意見の取扱い及び公表

提出された意見を参考にして、意志決定を行うとともに、提出された意見の概要と意見に対する町の考え方（回答）を公表します。公表の方法は、計画等の案を公表する際と同様の方法で行います。

### 【提出上の注意】

- 提出していただく意見は、日本語に限らせていただきます。
- 提出していただいた意見は、個人を特定しない形で公開させていただく場合があります。また、意見に対して個別の回答はいたしません。
- 意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合の連絡や、意見がどういった立場からのものかの確認といった、意見の公募に関する業務のみに利用させていただきます。

### 【パブリックコメントに関する問い合わせ先】

〒509-1192

岐阜県加茂郡白川町河岐715番地 白川町役場 総務課 行政係

TEL 0574-72-1311 FAX 0574-72-1317

ホームページアドレス <https://www.town.shirakawa.lg.jp/>

E-mail [soumu@town.shirakawa.lg.jp](mailto:soumu@town.shirakawa.lg.jp)

## ◇パブリックコメント（町民意見募集）

